

〈資料〉

## 沖縄・宜野湾市「平和な空を守る条例」 制定請願運動の意義(3・完)

小 林 武

### 目 次

はしがき ひとつの自治体の条例制定請願運動を紹介することの意義

#### I 「平和な空を守る条例」をなぜ宜野湾市でつくろうとしたのか

- 1 条例制定請願運動の背景
- 2 運動開始の契機にかかわって

#### II なぜ「条例」の制定を「請願」によって実現しようとしたのか

- 1 自治体が条例を制定することのもつ意義
- 2 「請願」で条例制定を求めることの意義
- 3 条例制定請願の基本方針, 盛るべき内容, 成就への展望〔以上, 本誌231号〕

#### III 条例制定請願運動はどのように進められたのか

- 1 胎動期: 2017年7月頃～2018年2月13日(準備委員会発足)
- 2 準備期: 2018年2月13日～6月30日(「請願の会」設立総会)

〔以上, 本誌232・233合併号〕

- 3 前進期: 2018年6月30日～9月25日(請願書議会提出) 〔以下, 本号〕
- 4 市議会での苦悩・挫折期: 2018年9月25日～19年3月26日(本会議不採択)
- 5 捲土重来への模索期: 2019年3月26日～現在

むすびにかえて 宜野湾の条例制定運動の残したもの

#### 3 前進期: 2018年6月30日～9月25日(請願書議会提出)

宜野湾市民の請願運動は, 本誌前号末尾で紹介した2018年6月30日開催の「宜野湾市平和な空を守る条例」制定請願の会設立総会を土台に, 市議会への

請願に向けて一気に具体的な形をとることになる。翌7月1日には、請願の会事務所を設置して、署名活動を展開する拠点をつくった。なお、この間にも、沖縄県教職員組合の定期大会が、県内すべての学校上空における米軍機の飛行禁止を求める決議を採択して首相宛に送付し、また、7月2日には、米軍普天間基地騒音被害第2次訴訟が提起され、原告団は、米軍機の飛行停止自体は求めないが、あらゆる機会をとおして基地の閉鎖・撤去を要求していく方針をうち出した。

**第1回役員会** 請願の会「準備会」は、設立総会以降、請願の会「役員会」と名称を改めて、2018年7月5日に7名の参加で第1回の会合をもった。会場は、これまで同様、沖縄国際大学のお世話になった。今後の取組みの最大課題となる署名活動は、街頭署名・戸別訪問・賛同団体への依頼などの形でおこなうこととし、その名簿整理（集約）の態勢についても協議した。なお、6月30日の設立総会の後に、参加者から、条例を、制定後に翻訳して米軍普天間基地司令官に、また日米両政府にも送付すべしとの助言があったことが紹介された。

**第2回役員会** 7月11日に、役員以外の「協力者」にも参加をよびかける「拡大」方式で開催し、10名の出席があった。署名が中心議題であったが、戸別訪問は難しく、街頭署名（市役所・スーパーなど商店前・高校・大学等）、団体（自治会・公民館・保育所・婦人連合会・老人会等）への協力依頼に注力すること、集約は第1次を7月25日、2次を8月1日とすることなどを決めた。対象者は、原則高校生以上とし、対面で署名をもらうがその際の代筆も可、また住所などで上欄に書かれたものと同じである意味を「々」の記号で表示することも可、などを申し合わせた。

署名活動は、7月17日から19日にかけて、請願の会の全力を挙げて取り組んだ。たとえば、普天間高前（7名）・中部商高前（9名）・宜野湾高前（8名）・沖国大前（16名）が参加し、NHK（TV）の取材もあった。余談ながら、私にとっては沖縄での署名活動は初めての経験であったが、高校生を含め多くの市民が好意的であり、「平和な空」への願いの普遍性を再確認することができた。

反面、県立高校の管理者による規制がきびしく、道路交通法等の条件を充たしている私たちの活動に対して威圧的でさえあったのは意外なことであった。

この署名のとりくみとともに、事務所の運営、横断幕・のぼりなどの準備が進行し、請願の会の運動は活況を呈した。ただ、この時期、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票に向けての署名(条例制定の直接請求のための署名)も進められていて、さらに市議選の運動も重なって、市民の中にそれらを区別することでの戸惑いも見られた。なお、佐喜眞 淳宜野湾市長は、この年(2018年)1月実施の知事選に出馬する意向を沖縄で公にする前に、菅 義偉官房長官に伝達したことが報じられた(沖縄タイムス7月12日付)。同市長は、普天間基地の県内移設に反対する2013年の「建白書」に署名しているだけに、信義にかかわる問題であるが、その後事態はこの方向に進んだ。同じ日の沖縄タイムスは、中川克史共同通信編集委員のつぎのような評論を掲載している。――2013年12月に安倍首相が、当時の仲井眞知事が辺野古埋立承認の条件として出した「普天間基地の5年以内の運用停止」を応諾した、その「5年」が経とうとしているがその気配はまったくない。結局これは、沖縄県民の期待を逆手にとった詐欺まがいの虚言であった、というものである。私たちが運動を進める環境は、このようなものであった。

**第3回役員会** 7月19日、9名で開催し、これまでの署名の状況を報告し合い、当日で1,100筆超であることが確認できた。内訳は、地区では、志真志34、宜野湾359、嘉数70、野嵩40、城山団地70。街頭で、普天間高59、中部商高151、宜野湾高90、沖国大173であり、そして、県外74などである。

**第4回役員会** 7月25日に開かれ、13名が出席した。署名の第1次集約をおこなったが、1,400筆超である。8月11日の奥武山公園における県民大会(オール沖縄会議主催「土砂投入を許さない／ジュゴン・サンゴを守り、辺野古新基地建設断念を求める県民大会」)で、全力を挙げて署名にとりくむこととし、役割分担の詳細な計画を立てた。

なお、この時期に全国知事会が開催され、日米地位協定の根本的な見直しを

盛り込んだ提言を全会一致で採択し、またその後の、米軍基地を抱える15都道府県でつくる全国渉外知事会の総会で、地位協定に改定に加えて、米軍基地外の活動には国内法を適用する等の特別要望を盛り込んだ文書を政府宛に発信した（後者は7月30日。沖縄タイムス31日付）。これは、従来長きにわたって「専管事項」の謬論に自縛され、沖縄県から再三にわたって出されてきた地位協定改定の提案を拒絶してきた全国知事会が、この就縛から解き放たれたこと、ひいては専管事項論の破綻を示す重要な出来事であるといえる。

**第5回役員会** 8月2日に協力者を加え、12名で開いた。署名の第2次集約をおこなったが、7月31日現在で1,888筆（地区・市町村別では、宜野湾市1,277、島尻地区50、那覇市86、浦添市64、中部地区321、北部地区43、県外42）である。また、寄付金が26万7500円集まっている。なお、市役所構内での署名活動について、8月1日に総務課に要望したことも報告された。

**第6回役員会** 8月8日、8名の出席であった。署名は、前日までで2,790筆である。今後、県民大会（11日）での収集に注力すること、また市役所構内（建物前通路）での署名（13～15日）の際には右翼勢力の街宣車による挑発があってもそれに乗らないようにすることなどを申し合わせた。市議選との関係では、選挙後に新議員に請願についての説明会をもつことを確認した。なお、入院して闘病の床にあった翁長雄志知事の逝去が、あたかもこの役員会の会議中に伝えられ（18時34分）、私たちはこぞってその永別を深く悼んだ。

8月11日オール沖縄会議主催の辺野古新基地建設断念県民大会には、請願の会から34名が参加して署名運動に励んだ。これには、のぼり・小テーブル・パラソル・雨に備えた傘・カップなど、周到な準備をして臨んだ。会からの参加者の一人・大川隆信氏は、会場でのインタビューに、「危険な米軍機が飛行できないようにする条例制定を宜野湾市議会に求めるため、署名活動をしている。ただ、自分たちの上空を飛ばなければ、辺野古に基地を造っていいという話にはならない。基地建設が止まるまで頑張りたい。」と答えている（沖縄タイムス8月12日付）。他方、米軍は、こうした県民の意思を意に介さないかのど

とくに、普天間飛行場所属のMV22オスプレイの乱暴な運用を続け、14日に嘉手納と奄美に各1機が緊急着陸(実態として墜落)している(沖縄タイムス8月15日付)。

**第7回役員会** 8月16日に開かれ、出席は8名であった。やはり、署名活動を主な議題とした。11日の県民大会では、2,027筆を集めることができた。この経験は、請願運動を大きく励ますものとなった。13日から15日にかけての市役所構内での署名活動には、延べ20人が参加し、366筆を集めた。なお、市議選の中で私たちの署名運動が利用されているとの懸念が出されたが、請願の会としては市民運動としての原則を貫いていくことを確認した。

この間、米軍の施設外訓練が相次いでおこなわれており、17日、読谷村・都屋漁港の沖合で米海軍のヘリ2機が、提供水域外の、漁船が日常的に行き来する場所で兵士の吊り下げ訓練を実施した。地位協定は、施設区域外での飛行訓練について何も触れていないが、日本政府は、復帰後しばらくは米軍の施設区域外での訓練は安保条約に違反するとの見解を維持していた。しかし、のちにそれを許容する方向に変化させた。このことのもつ住民への悪影響は計り知れないものがある(沖縄タイムス8月25日付社説にもとづく)。なお、普天間第2小学校では、この年(2018年)2月から7月の5か月間に、米軍機の上空飛行のために児童が避難したのは671回に及んだことが判明した(しんぶん赤旗8月17日付)。

**第8回役員会** 8月31日、参加対象を拡大した形で開き、共同代表を含め14名の出席を得た。署名活動は、県民大会会場(11日)・市役所構内(13～15日)の他に、各地域の個人・団体を対象にして活発にとりくまれたことが報告された。団体のうち若干を記しておくなら、嘉数・野嵩1区・同2区・同3区各自治会、糸満協働診療所・山城皮膚科医院・西平医院などが含まれている。思いがけないご支援をいただき、深く感謝にたえないところである。そうした支えもあって、署名数は、この日の第3次集計として6,505筆となった。これをふまえ、署名活動はなお継続しつつ、9月下旬に請願書を市議会に提出

することを申し合わせた。なお、共同代表のうち仲西春雅氏は、市長選への立候補のために辞退するとの申し出があり、これを了承した。

この時期、請願の会・宮城政一事務局長は、新聞インタビューで次のように語っている（朝日〔福岡版〕9月1日付『時々刻々』欄）。——「県民大会の会場で仲間と署名への協力を呼びかけたが、参加者から『宜野湾市民は皆、辺野古移設に賛成ではないのか』と尋ねられたメンバーもいた。たしかに宜野湾でも複雑な思いの人も少なくないと言える。また、沖縄の声が無視されている中で運動を始めたことについては、なるほど地方自治体の条例をつくったところでどれだけ効果があるかわからない。だとしても、現状を変える一歩にしたいと思う。」と。

**第9回役員会** 9月20日に開催。請願書提出前の最後の役員会である。署名は、これまでの他に、市職労、全水道沖縄、沖縄キリスト教学院からも集まり、また、東久留米・京都・松本・横浜各市の方々からも寄せられていることが報告された。こうして、この日の集約で8,200筆に達した。署名の最終締め切りは9月15日とし、それにもとづいて請願書を提出することを決定した。

そして、9月25日、請願の会は、役員7名が、市議会議長応接室を訪ね、多和田真隆共同代表から大城政利議長に請願書を提出（手交）した。請願書には、8,673筆（うち宜野湾市民は3,808人。さらに後日に追加）の署名を添えることができた。多和田共同代表は、請願書手交の際に、宜野湾市の歴史に新たな1頁を加える意義をもつものであると強調した。この請願は、9月9日に実施された市議選で当選した新メンバーも加わる10月定例会の審議にかけられることとなった。——ここで、運動の段階は第4期へと進む。章を改めて叙述することしよう。

#### 4 市議会での苦悩・挫折期：2018年9月25日～19年3月26日（本会議不採択）

2018年9月25日に提出された宜野湾市「平和な空を守る条例」制定の請願は受理された。翌日付の新聞紙上でもかなりの注目をもって報道され、琉球新

報は、署名者数を紹介した上で、請願の会の共同代表が「署名の重みを受けとめて迅速、丁寧な審議をお願いしたい」と述べ、大城議長は「新たな議長にしっかり引き継ぐ」と応じた、と書いた。また、沖繩タイムスも、条例案が、学校や病院など人口密集地での飛行を禁止するために市民と市長、市議会が一致協力して「可能なあらゆる施策を講じる」と明記したことに注目する報道をした。

請願は、まず10月11日、総務常任委員会（以下「総務委員会」）に付託された。その日の委員会に、請願の会からは7名が傍聴した。請願第1号「平和な空を守る条例」が議題であったが、市の基地政策部から基地騒音の現状とその対策についてなされた報告に時間の大半を費やした後で、請願の議題に入った。その審議の内容は、「今回の請願については先般の議会基本条例制定の時と同様の時間をかけるのか」との質問〔委員長は「別物だ」と答弁〕、「作業部会をつくるときは、負担軽減推進会議がそれにあたる」との意見、「米軍の許す範囲に縛られることはない」との意見、などであったが、唐突に、「継続審議とする」と決められた。なお、後日、一市議より、継続審議としたのは今後専門家の意見聴取・議会による条例案の修正などをおこなうためであるとの説明があった。翌12日も、総務委員会は、緑ヶ丘保育園からの「上空に米軍機を飛行させない」ようにするための施策を市議会に求める請願の審議に入っており、私たちの会からも3名が傍聴した。なお、9月30日、宜野湾市長選挙が施行され、請願の会から当初代表世話人への就任を要請し、その後市長選立候補のため辞退した仲西春雅氏は敗北し、相手候補・松川正則氏が当選を果たして市長に就任することとなった。

**第10回役員会** 請願書提出後はじめての役員会であり、10月18日に10名の出席で開催した。上記の経過の確認に加えて、提出後の署名が主として他府県から寄せられて184筆となり、それをこの日（18日）議会事務局に持参したことが報告された。この日の会合では、「請願の内容にふれることなく継続審議としたことは、前途多難であることを予感させる」、「全議員に働きかける必要がある」等の意見が活発に出された。また、詳細な収支報告が提出され、カ

ンパ・寄付金は41万円余になっていた。なお、このたびの市議選で、請願の会の賛同者である桃原 功氏、メンバーである宮城政司氏はともに当選を果たし、いずれも総務委員会所属となった。(誤解を避けるためにあえて付記するが、請願の会は選挙と一切かかわっていない。候補者の推薦などはしておらず、投票行動は、会員各人の選択によるものである。)

その後、米軍普天間基地を発生源とすることが疑われる残留性有害物質のPFOS（ピーフォス）・PFOA（ピーフォア）による高濃度汚染の問題が判明した。基地周辺の民間地に流出しているのであるが、米海兵隊は、因果関係を一切認めないという（沖縄タイムス10月17日付）。「平和な空を守る」課題は、「安全な水を守る」ことにまで拡大したのである。

11月27日、9月の選挙で誕生した新人市議に、議会に付託中の請願について説明する機会を、請願の会からの要請で設けてもらい、8名中6名の出席を得た。講師は私が務め、会から2名が同席した。運動を始めた背景、「請願」また「条例」制定という方針を選んだ理由、請願の内容について説明した上で、制定の見通しと制定されることのもつ積極的意義について約1時間述べた。会議はうちとけた雰囲気の中で進められ、新議員側から、①「この運動は普二小米軍機部品落下などがあったから始めたのか」という質問や、②「微温的な運動ではこれまでと同じではないか」、また逆に、「国防は国の権限であって自治体は扱えない」という、これまで繰り返し主張されている「専管事項」論なども出された。これらについて請願の会としては、①数年前から主に宜野湾区のみなさんとやっている憲法学習会が根っこにあること、②市の公式の冊子でも、これまでに要請・抗議を市は580回、市議会も94回おこなっているがまったく解決しない状況の中で、自治体の基軸法である条例をつくり、それにもとづく市民・市議会・市長の結束した力でこの状況を打開しようとするものであること、③基地など「国防」の問題は、住民の生活・福祉に直結するもので、まさに自治体が国とともに担う課題であり、国の「専管」とするには根拠がないこと、などを答えた。なお、この日、市長を主催者とする「普天間飛行場跡地利用計画有識者検討会議」が開かれている。

同じ27日、辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票をめぐり、市議会の与

党会派には同条例に反対し宜野湾市においては実施させないという方針を決めた。これは、12月4日の本会議において与党が、意見書の形で賛成多数で可決したが、住民の憲法上の権利である投票権を奪う、明白な暴挙である。後日、さすがに与党はこの態度を改め、宜野湾市でも県民投票が実施されることになったが、私たちの前には、これほどまでに憲法・地方自治法の原則を理解しない市議会与党勢力が立ちはだかっていることを改めて思い知らされた次第である。

11月27日、総務委員会が開かれて市顧問弁護士の野崎聖子氏からの意見聴取がおこなわれ、請願の会からは6名が傍聴した。同氏は、自民党衆議院議員宮崎政久弁護士が代表を務める事務所（弁護士法人那覇総合）に所属する弁護士である。総務委員会平良眞一委員長は、しきりに、請願内容（条例案）が安保条約に敵対し、また憲法98条1項にそぐわないとの見解を引き出そうとしたが、同氏は、いずれも問題がないという答弁に終始した。私たちの準備した条例案は現行法制を前提にして堅固に練り上げたものであるが、そのことが逆の側から証明されたといえる。なお、宜野湾市が、政治家である弁護士の事務所に所属する弁護士と顧問契約を結ぶことは自治体の政治的中立性確保の観点からも許されないことであるが、今回、それをこの場で指摘できなかったのは、切齒扼腕の思いが残る（とくに、宮崎政久弁護士＝衆議院議員は、前掲の県民投票にかんしても、これに反対することを指南する役割をつとめていることにかんがみて、いっそう問題である〔参照、2018年12月5日付文書「県民投票条例への対応について」、同月8日付文書「県民投票条例への対応に関する地方自治法の解釈」。いずれも「衆議院議員 宮崎政久」名〕）。

同年（2018年）12月10日の総務委員会において、請願者側の意見聴取がおこなわれ、私が参考人として出席し、8名が同席した。私は、請願の経過・趣旨・内容・意義を述べた上で、これが、安保条約・地位協定を含む現行法制の枠内で最大多数の一致が得られるよう、「腹六分」さらには「四分」の要求を盛ったものであり、したがって効果は即効薬ではなく、漢方薬のような「遅効」性のものであることをよしとしており、全員一致で採択されることを願う、と述べた。議員からは、市民に代って市が損害賠償を請求することができるか、また、議会基本条例の制定の場合と同じ手順をとるのか等の質問の他

に、国の「専管事項」に反し、また「法律の範囲」外となって許されないなど、この条例案を真面目に読むことのないままそれを否定することのみを目的とした、ためにする主張が繰り返された。

なお、この時期、沖縄弁護士会は、12月13日、「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ加重的負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」を採択している。また、市議会は、同月20日、「緑ヶ丘保育園の上空を飛ばさないでください!!」との請願を採択した。そして、私たちの条例制定の請願は継続審議とすることが議決されている。

**第11回役員会** 請願の会は、12月27日に11回目の役員会を11人の参加で開いた。これまでの経過を確認し合ったうえで、今後の取り組みについて相談したが、多くの人が驚かされたのは、かなりの市議諸氏が条例案を読んでおらず、したがって請願内容を知らないまま攻撃をしていることである。それゆえに、見通しはまことに厳しいという認識で一致した。3月の本会議までになすべきことは山積していることが明白になったのである（なお今にして思えば、この時点で請願をいったん取り下げ、力を蓄えて再起を図るという道をとるべきであったのではと、後悔の念を禁じえない）。

——こうした状況を体して、宮城政一事務局長は、2019年1月7日付琉球新報『論壇』で、「米軍航空機が飛び交う宜野湾市の空を条例で守ろうと呼び掛けて、昨年2月に活動を始めた。……8月末日に署名を締め切ったところ、8千筆余り（市外4,502筆、県外363筆を含む）の署名が集約された。それを整理して、9月25日に共同代表から市議会議長に請願書を手交した。その後も県外から157筆、県内から28筆の署名が届き、最終的に8,868筆の署名が集まり請願者となった。宜野湾市議会では、総務常任委員会（の審議を経て、）12月20日、定例会本会議で表決があり、この案件は継続審議となった。本年3月、市議会から本格的な審議が始まるものと思われる。……〔米軍機の危険飛行に対して、〕関係機関に抗議や要請をして声を上げることは大切なことである。し

かし、それを後押しし、市長や市議会の『一日も早い危険性の除去』を実現するために条例を制定し、法律に基づいて平和な空を取り戻すことは必要である。今後も市議会への要請や市民への広報活動を続け、条例制定に向けて活動を続けていきたい。一日も早く条例が制定され、県内各地に波及し、沖縄の平和な空をとり戻すいい年になってほしい」と述べて、広く市民に賛同を求めた。

なお、私は、『おきなわ自治の風』2019年1月号に寄稿した中で、「〔請願の〕前途は、もとより楽観を許しません。私たちが制定を求めている条例の内容は、①米軍機の宜野湾市人口稠密地域上空や夜間の飛行禁止と、②事故機の原因究明までの飛行禁止とを、市長・市議会が市として米軍に強く求めること、③無法な飛行に対して、市・市民が一体となって警告の意思表示をすること、④米軍によって市民が損害を被った場合、市が米軍に交渉するなど市民を支えることなど、穏やかで(“腹六分目”“四分目”)で、かつ、実効的な(“漢方薬”のような効用をもつ)ものです。それでも、無理解な反発が与党市議の中から出ています。それに、議会構成は、市長与党が26名中19名と圧倒している状況です。そうしたところから、……議会が、〔私たちの請願を不採択とし、またその〕内容をすっかり薄めた条例をつくってしまう危険性もあります。——これを打開して、文字どおり「平和な空を守る」ことに資する条例を実現させるためには、市民の皆さんの後押ししかありません。新年、ほぞを固めて前進しよう、と誓い合っているところです。」と支援を訴えた。

この時期、辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票に不参加を表明している宜野湾市の姿勢に強く反対し、その実施を求める市民の声が高まった。市民有志で「2.24県民投票じのーんちゅ〔宜野湾人〕の会」がつくられ、私も顧問の一人となって、2019年1月6日に開かれた勉強会で講師をつとめて、投票権(参政権)を奪うのは前代未聞の暴挙であり、辺野古新基地建設への賛成・反対を超えて有権者全員が憤りを共有できる民主主義の問題であることを強調した。

県民投票の実施は、多くの県民の要求するところとなり、これに不参加の姿勢であった5市は逐次、参加への方向に転換することになる。県は、1月29

日の臨時会で、「賛成」「反対」に「どちらでもない」を加えた3択形式の条例案に改めたところ、まず、うるま市、つづいて沖縄市、石垣市、宮古島市が2月1日にこれを受け容れた。残るは宜野湾市のみとなったが、同月2日に参加を表明して、(当然事ではあるが、)すべての自治体で実施されることとなった。そして、同月24日に実施された結果、辺野古新基地建設のための埋立てに「反対」434,273(71.7%)、「賛成」114,933、「どちらでもない」52,681で、反対の民意が疑問の余地のない形で示された。

「平和な空」条例制定の請願は、継続審議になっていたが、3月議会に入ってから、3月9日の総務委員会(桃原明委員長)において審議され、請願の会のメンバーは5人が傍聴した。委員からは、「安全保障は国の問題であり、それにかかわる条例は制定できない」、「市民に共同行動を求めるのは強制になる」など、請願している条例案を理解していない(そもそも読んでいないのではないかと思われるほどの無理解、誤解ないし歪曲である)意見が多かった。逆に、「条例案に地位協定との抵触はなく、まず採択してその後に議会で内容を整えた上で条例とすればよい」との真っ当な意見も出されたが、結局、会派に持ち帰って継続審議とすることとなった。

そして、翌々3月6日に総務委員会が開かれた。請願の会からの傍聴は5名。冒頭、委員長から、各会派で調整をおこなうための休憩が告げられ、再開後、各会派の意見を集約するという仕方、請願を不採択と決した(賛成2; 反対6)。不採択のまともな理由は示されず、またもや「安保・地位協定は政府間の問題で地方自治体が容喙するのは違法だ」との、私たちが請願で主張もしていない論点を勝手に立てて的外れの非難をするのがすべてであった。そうした中で、「この請願の目指すところは市民の安全を守ることであり、8千人以上の署名に誠実に向き合うべきである。国家間の約束に反すると懸念する議員がいるのなら、議会で修正すればよい」という、請願の趣旨を正解した発言もあった。——この総務委不採択については、琉球新報・沖縄タイムスともに3月7日付で報道した。なお、私も(「請願の会顧問」という立場で)、沖縄タイムス『論壇』に、「『平和な空条例』制定を 宜野湾市議会の再考を求めたい」と題する投稿をした(3月18日付で掲載)。以下のものである。

『平和な空条例』制定を 宜野湾市議会の再考を求めたい

(沖縄タイムス2019年3月18日『論壇』)

宜野湾市では、市民が、米軍機事故から平和な空を守る条例の制定を求めて請願をしている。先日6日、市議会総務常任委員会はこれを不採択としたが(6対2)、そこには、市民の請願を誠実に処理しようとする姿勢が全く見られなかった。問題は、ひとり宜野湾にとどまるものでなく、ここに広く訴えたいと思う。

沖縄県民は、米軍によって空から生命を日常的に脅かされている。県や市町村が抗議・要請を重ねてきたが、無視されて事故は増大し、とくに一昨年末には、子どもの学ぶ緑ヶ丘保育園・普天間第二小学校で大惨事寸前の事態が生じた。ここに至って、私たちは、市民を保護する実効的な法的措置は何かを思索し、平和な空条例の制定を市議会に求める請願をすることにした。

条例案には、市長と市議会が一体となって、米側に、学校・病院など人口稠密地域での飛行や夜間早朝の飛行をやめるよう申し入れ、合意を取付けるために最大限の努力をするなどの条文を盛った。日米安保・地位協定などの対立点は持ち込まず、「腹6分目」の、誰もが賛同できる条例を目指したのである。

そのため、昨年9月、8,800余名の署名をもって請願書を提出することができた。請願は、憲法上の権利(16条)であり、請願法、地方自治法で具体化されている。受理した官公署は誠実に処理する義務を負う。宜野湾市でも議会基本条例が、請願を市民による政策提起と位置づけている(10条)。

それにもかかわらず、総務委員会は、会派ごとの意見集約という仕方では、請願を不採択とした。もとより、市議会には請願どおりに条例をつくる義務はないが、私たちがもっとも遺憾とするのは、不採択のまともな理由が全く示されなかったことである。会派として採択できない(絆輝クラブ・共生の会・公明党)としたほか、安保・地位協定は日米政府間の問題で地方自治体が容喙するのは違法だ(絆輝クラブ)、というのがすべてであった。

安保・地位協定の問題については、自治体が住民の福祉増進のためにこれに関係する国の政策に対して発言することは、違法どころか自治体本来の責務である。しかも、私たちの条例案は、先に挙げたように、この抵触など生じようもない謙抑的な提案である。与党会派は、具体的にどの個所がどのように抵触しているのか、何も指摘できない。これらの会派(共生の会を除く)は、先月の県民投票でも、不実施の挙に出て、宜野湾市民の投票権が奪われかねない事態を惹き起こした。猛省こそが望まれる。

議会が請願を誠実に処理しなければならない法的義務には、請願者に、議会としての見解を、理由を付して文書で回答することが含まれている。これまでの経過に照らす限り、議会与党はこの義務に背き、市民の請願権を蹂躪する違法を犯している。市議会には、ここで立ち止まり、本会議への不採択案の上程を延期して、真剣に検討し直すことを強く求めたい。

---

請願の会は、3月11日、議長および総務委員長と、6名で面談した。私たちの側からの要請によるものである。会顧問の玉那覇昇氏は、請願の会は市民の手作りの会で、署名行動は協力者などを含めて100名ほどで8,800余筆を集めた。運営はすべて会員個人と市民のカンパで賄っており、事務所経費も同様である。総務委員会での不採択に市民は納得していないと思う。新聞報道で知ってカンパを寄せてくれた人もいる、と語った。私は、総務委員会は不採択の理由を示したとは言えず、本会議への付託を延期してほしいと要請したが、明確な返答はなかった。

3月18日、請願の会は、現況を打開すべく市議会野党議員との協議の場をもった。参加者は、伊佐哲雄、米須清正、玉城健一郎、屋良千枝美、宮城政司各議員であった（宮城力議員は入院中のため欠席）。請願の会からは、8名が出席した。私たちは、最後の1%まで可能性を追究する覚悟であることを告げ、野党議員諸賢の助力を請うた。議長には総務委決定の本会議付託を留保してもらうことを再要請するが、叶わない場合、26日の本会議で屋良議員より委員会が不採択とした理由についての質問をおこない、桃原功・宮城政司が賛成討論をする手筈を整えた。

3月20日、請願の会の3名が、議長に面談した。議会事務局からも2名の出席があった。私から、①議長として総務委決定の本会議への付託を、議会議規則45条にもとづいて延伸するよう要請したが、拒否された。議長の理由とするところは総務委決定に違法はないというにあるが、私は、形式上手続的要請を充たしていても、決定に理由が付されておらず、審理不尽である、と説いた。それが容れられないとすれば、②議長がこれまでしばしば述べてきたことに沿って、「本請願の趣旨には広く賛同できる」旨の議長見解を、議会基

本条例10条にもとづいて本会議議事録に残す措置をとってほしい、と求めた。不採択後の将来のために重要であると考えたものであるが、議長はこれも受け容れなかった。——議会への働きかけとしては、これで万策が尽き、26日の本会議を待つことになった。なお同日、前回と同じメンバーの野党議員と打ち合わせをした。請願の会からは3名が出席した。

**第12回役員会** 以上のような経過をふまえて3月22日に、12名で役員会をもった。これまでの経過を報告した上で、本会議に向けての対策を中心に相談したが、議会（市議の多数派）への憤りが、当然ながら強く出された。請願を付託された委員会（総務委員会）で、実のある審議がまったくおこなわれないまま否決されたが、議員は請願書を読んでいない。野党議員も勉強不足である。本会議の情勢は厳しいが、今後何度でも請願しよう、等の声が上がった。取り組みとして、本会議表決の時には可及的多数で傍聴をすること、マスコミに投稿すること、抗議の集会をもつことなどが確認された。そして、この本会議の取材を各メディアに要請することとした。

宜野湾市議会本会議（定例会）は、3月26日に開催され、請願の会メンバーを含む約30名の市民が傍聴する中で、日程第18として、「『宜野湾市平和な空を守る条例』制定に関する請願」（総務常任委員長報告）が上程された。総務委員長が、多数が反対で不採択となったと報告したのに対し、与党議員が賛成意見を述べたあと、野党から屋良千枝美議員が質問に立ち、市民の安全・安心のための実効的な法的措置を進める条例は必要だと考えるが、本請願が不十分なら議会で修正を加えることも可能であるのに、なぜ急いで不採択としたのか、また本請願が参考に供すべく提示している条例案のどこが安保・地位協定に抵触するのか、と質した。これに対して桃原 朗委員長は、「さまざまに審議して不採択とした」としか答えなかった（答えられなかった）。議長は、質疑は委員長報告の確認に限る、と屋良議員を制した。その上で、賛否双方からの討論に入ったが、反対側から知念康司議員は、法律に違反した条例である、と述べた。これに対して賛成側の宮城政司議員は、市民の生命・財産を守る条例であり、本来なら市議会が率先して制定すべきもので、採択した上で議会で修正す

ればよい。請願に対しては、議会には「誠実に」対応する義務があり、どこに問題があるのか個々に審議する必要がある。提案が地位協定に抵触しないことは市の顧問弁護士も認めていた。条例制定能力のない市議会は存在意義が問われる、と明言した。ここで採決に入り、起立少数で否決され、その直後に屋良議員の出した継続審議を求める動議も否決された（反対18、賛成6（欠席1））。これをもって、今般の請願についての門戸は、すべて閉じられた。

請願の会は、直ちに、記者会見と市役所玄関前での抗議集会を開き、次のような抗議の声明を出した。

---

---

## 声 明

### 平和な空を守る市民の願いを置き去りにした宜野湾市議会

——私たちは条例制定を実現するまで努力します——

私たち宜野湾市民有志は、宜野湾市が、米軍機の無謀な飛行から平和な空を守る条例を制定するよう、市議会に請願してきました。しかしながら、本日、市議会は、まともな理由を示すことができないまま請願を不採択としました。私たちは、これに断じて承服することができません。

請願の理由を一べつするなら、普天間基地所属機による事故は、むしろ年を逐って増加し、これに対する市民や市長・市議会による抗議・要請も功を奏さないままです。そこへもってきて、2017年末の保育園・小学校への軍用機部品・窓の落下事故は、子どもをはじめすべての市民の生命が危険に曝されていることを痛感させました。ここに至って、私たちは、自治体の最高の法形式である条例を制定して、それまでの抗議・要請の努力を下支えする土台をつくろうと考え、2018年初頭頃から請願運動を始めました。

私たちの運動は、政治的信条の一致によるものではなく、「平和な空条例」制定の一点で結集した市民運動であり、これを終始貫きました。それにふさわしく、条例の案には、「市長と市議会が一体となって、米側に、学校・病院など人口稠密地域での飛行や夜間早朝の飛行を止めるよう申し入れ、合意を取り付けるための最大限の努力をする」などの条文を盛りました。日米安保・地位協定などにかんする対立点は持ち込まず、「腹6分目」の、誰もが賛同できる条例を目指したのです。その趣旨は、広く受け入れられ、8,800余名の署名を得て、請願書を昨年9月に議長に宛て提出することができました。

請願は、憲法上の権利であり（16条）、請願法、地方自治法等によって具体化

されています。受理した官公署は誠実に処理する義務を負い、請願者はいかなる差別待遇も受けません。宜野湾市でも、議会基本条例が、請願を「市民による政策提案」と位置づけています(10条)。平和な空条例も、本来、市議会が率先して制定すべきものだといえます。私たちは、大きな期待をもって議会の処理を見守りました。

ところが、今月6日、請願を担当する総務常任委員会は、これを不採択としました。もとより、市議会には請願どおりに条例をつくる義務はありませんが、私たちがもっとも遺憾とするのは、不採択とした議会与党のどの会派からも、そのまともな理由がまったく示されなかったことです。この総務委の、理由なしの「決定」が、本日の本会議に諮られ、与党会派の多数により可決されました。総務委での審理が尽くされていないとして再付議を求めた野党からの動議も斥けられ、遂に、私たちの請願は葬り去られました。

しかしながら、そこには一片の道理もありません。不採択を言う与党議員がしばしば主張していた安保・地位協定との抵触の問題についても、自治体が住民の福祉のためにこれに関連する国の施策に対して発言することは、違法どころか自治体の本来の責務です。しかも、私たちの条例案は、この問題が生じようもない謙抑的な提案です。与党会派は、どの箇所がどのように抵触しているのか、何も指摘できないのです。私たちは、このようは不合理的な決定をした今日の宜野湾市議会に、深い憂慮を覚えます。

市議会が、不採択の理由を示せなかったことは、私たちの提案にこそ道理があることの証しです。私たちは、すべての市民の生命と安全が確保されるまちをつくるために、ますます確信をもって、一層多くの人々の賛同を得て、平和な空を守る条例の実現を目指して、再び歩みを進めます。

2019年3月26日 「宜野湾市平和な空を守る条例」制定請願の会

---

報道機関は、沖縄タイムスが3月28日付で、経過を述べた上で、請願の会が、「まともな理由が示されていない。不合理的な決定をした市議会に深い憂慮を覚える。」との声明を出したことを報じた。琉球新報は、3月30日付で、市役所前の集会において多和田真隆共同代表が「8千人以上の署名が無視されたことは大変に残念だ。これからも平和な空を守るためにがんばっていきたい。」と話したことを重視し、また私の、「議会は責任を全うしたと言えるのか。より多くの賛同を得て、請願の運動を進めたい。」との発言も取り上げている。

——「平和な空を守る条例」制定の請願運動は、このような挫折の経験をもって、ひとまずの区切りを迎えた。無念やるかたない思いである。捲土重来を目指しつつも、請願の会の市民たちはどのような模索をすることになるのか、章を改めて述べたい。

## 5 捲土重来への模索期：2019年3月26日～現在

「平和な空を守る条例」の制定を求める請願の不採択は、公文書としては2019年4月9日に、多和田真隆・安次嶺美代子両共同代表宛に上地安之市議会議長名で通知があった。不採択とした理由は一切書かれていなかった。これは、請願については、憲法16条を土台として請願法5条が、官公署は「誠実に処理しなければならない」と定めていること、および、この規定は処理の理由を示さなければならないことを意味すると解するのが通説的解釈であることを意に介さないものである。私は、このたびの請願運動の経験をとおして、地方自治体の実際においては、憲法、地方自治法をはじめとする地方自治法制がいかに形骸化されているか、またそれについていかに理解が欠けているかを目の当たりにし、問題の深さを知ることができた。

報道機関では、4月18日付の琉球新報が、経過と顛末をかなり分析的に叙述した記事を掲載した（「リポート '19 宜野湾発」）。全文を掲載しておこう。

---

### 空を守る条例実現遠く 「審議十分か」市民に不満も

（琉球新報2019年4月18日）

【宜野湾】米軍機事故のない安心安全な空を目指そうと市民有志が市議会に「宜野湾市の平和な空を守る条例」を制定するよう求める請願が、市議会3月議会で不採択となった。条例制定を目指し約1年間活動してきた「請願の会」は「不採択の明確な理由がなく承服できない」と不満を募らせている。（中部報道部・勝浦大輔）

#### 宜野湾市議会 請願を不採択

請願権は憲法に定められた権利で、市民の意見を市政に反映させることのできる制度だ。

市民有志は2017年12月に市内の緑ヶ丘保育園、普天間第二小学校で相次いだ米軍ヘリ部品落下事故を機に同条例の制定を目指し、18年2月から請願に向けた活動を始めた。

請願は1人から議会に提出が可能だが、同会は講演会や勉強会、署名活動を経て、趣旨に賛同する市内外8,800人余の署名を集めた後、昨年9月25日、議会に請願を提出した。

### 「行動」定める

請願に参考として添付した条例案では主に「平和な空」を守るための市長、市議会の行動を定めている。

①米軍機が学校、幼稚園・保育園、病院など人口密集地域の上空は例外なしに飛行しないことの合意を取り付ける努力をする、②米軍機が事故を起こした場合、十分な原因究明があるまで全米軍機の飛行を停止するよう求める——など市長や市議会が「可能なあらゆる施策を講じること」を求める内容だ。

同会顧問の小林武沖繩大学客員教授は「行動可能な範囲でつくる腹六分目の謙抑的なもので、市長、市議会も賛同できる内容になっているはずだ」と語る。

一方、この請願に沿った条例が制定されても、米軍に対しての直接的な効果は持たない。それについても小林氏は「民主主義的価値において法律に匹敵する条例を制定することは、大きな意思表示となる。米軍も決して無視はできない」と条例化の意義を強調する。

### 再び署名集め

請願は、議会に提出されて以降、総務常任委員会で審議されたが、3月定例会の同委員会で不採択となった。

同月26日の本会議では、請願に反対の討論で「市長、市議会に縛りをかける内容」「国防や外交は地方公共団体の事務に属さず、本市の条例にそぐわない」(平安座武議員)、「市長、市議会が申し入れることをあえて条例化する必要があるのか」(知念康司議員)、賛成討論では桃原功議員が、「真正面から受け止めて議論したか」、宮城政司議員が「議会で条例案を修正した内容で制定できるし、運用面で制御できる」と継続審議を求めたが、採決の結果、請願は再び不採択とされた。

こうした賛否に対し、審議が十分になされたかという疑問が市民から出ている。議会では条例を一から作ることができるが、市議会では請願についての賛否が示された一方、そもそも請願の意図である条例化が必要かどうかという議論が活発だったとは言い難い。委員長報告の質疑で玉城健一郎議員は「条文の削除や条例案を修正しながら採択する議論はあったか」としたが、桃原朗委員長からの明確な回答はなかった。

請願の会は不採択を受けすぐさま声明文を発表。再び署名を集め、請願を目指すとした。次回、請願提出が実現した際の議会の対応が注目される。

---

**第13回役員会** 請願の会は、4月25日、「これからも忍耐強く運動を進める」という姿勢を明らかにして、今後の方針を相談するための役員会をもった。協力者にも呼び掛けて拡大の形をとったが、参加者は7名であった。話し合いの結果、課題は多いが会は存続させ、再起を期すことが確認された。さしあたっては、5月14日から17日までの4日間、市内4か所で開かれる「第4回議会報告及び意見交換会」請願の会のメンバーが積極的に出席し、今般の不採択の問題性を市民に明らかにすることとして分担を決めた。

この議会報告会の前の5月9日、請願の会からの要請で、議長との面談もたれた。総務委員長も（予定外であったが）出席した。会からは4名が参加した。私たちからの冒頭の発言として、玉那覇昇顧問が、平和な空を汚す米軍に対する抗議・陳情は何百回となく繰り返されてきたが、その無法行為は止むことがなく、条例による意思表示が不可欠である。宜野湾区の自治会総会でも「騒音を何とかしたい」との切実な声が多数出されている、と述べた。また私は、議長に対し、請願を不採択としたことは、とりわけその理由が示されていない点で憲法16条・請願法5条の要請を充たしておらず適正手続保障の要請に違背し、かつ、理由は文書で示されることが法の要請である、旨を指摘した。——これに対して、議長には請願と陳情を区別する意識がなく、市が出している『陳情・請願ハンドブック』についての理解も見られなかった。「理由」にかんしても、総務委員会の議事録で代替できるとの答えて、その重要性についての見識は感じられなかった。この会談の後で、請願の会のメンバーから、「人身事故が実際に起きないと立ち上がらないのだろうか」と、憤りの声が出された。

請願の会は、5月14日からの議会報告会に、分担して積極的に参加した。14日、真志喜中での第1回には、市議は6名、会からは6名が出席し、条例不採択の不条理を、市民の前で明らかにした。市議側は、請願反対の急先鋒であった絆輝クラブの知名康司市議が代表的に発言し、基地問題を条例化するこ

とは安保・地位協定に反するとした他、不採択にした会派はそれぞれの後援会の意見を重視した、と述べていた。15日の第2回は嘉数小が会場で、市議7名、請願の会からは3名が参加した。市が請願をいかに検討したのかを問い、また、水質を汚濁するPFAS・PFOAの基地からの流出を懸念する意見が多く出された。16日第3回の普二小は、飛行直下の場所であり、会議中にも内臓をえぐられるような爆音に幾度か襲われた。請願の会からは5名が参加した(市議は6名)。会以外の方からも、平和な空を守る条例を制定するのは議事機関としての責務であり、請願を拒けたのなら代わるものをつくれ、という意見が出された。私たちの運動が民意に根ざす真っ当な運動であったことを知ることができた。最終日の第4回は、17日、福祉センターで開かれ、市議6名、請願の会からは11名が参加した。私は出席できなかったが、会員からは請願にかんして数名が活発に発言して、市議会与党の不当な対応を批判した。——議会報告会におけるこのような状況について、議会当局では、議会報告会は地域の問題(草刈りや交通マナーがそれにあたるという!?)に限るようにすべきだ、との意見が出されたという。条例請願にかんしては経過の説明だけでよい、というのであるが、主権者である住民に対する議会の役割についての悲劇的な無理解を示すものである。マスメディア(琉球新報5月27日付)も、この4か所の議会報告会を受けて、トップの見出しを『『平和な空条例』質問集中』として、「不採択に疑問の声」と報じた。

5月24日、鳥ぐるみ会議ぎのわんの総会が開かれ、私が出席した。8,800余筆の署名をいただいた方、また、この総会に出席の市議にお礼を述べた上で、成就まで運動を続けるとの意思表示をした。この請願は内容において正しく、市民の支援もあり、再起して、今度は「敵を知り己を知る」賢明な策を練って努力をすれば、たとえ市議会内は議席比で少数であっても勝利できる、と思うところを述べた(しかしながら、その後機運が中々高まらなかったのは残念なことであった)。

この時期も、字(宜野湾区)の憲法学習会を続けており、その機会(5月11日、25日)に、請願運動の今後のあり方についても、そのメンバーの有志で意見交換をした。そこでは、ともかくも署名をいただいた人々に、請願の会とし

ての報告と方針提示をする責任がある、という点では一致した。その方法としては、市の全戸を対象に文書（ピラ）を配付すること、また新聞に全面広告を出して報告すること、などの案が出されたが、動員できる力量、経済力のいずれの点でも現実味に欠け、踏み出せなかった。なお、会の外の方々から運動の再起を促す積極的な機運も具体的なものとしては感じられなかった。

そうした中で、6月26日、私たちと同様の趣旨で、ただし県議会に意見書を提出しようとしている「糸満市九条の会」から宜野湾での経験を聴きたいとの求めがあり、宮城政一事務局長が赴いた。7月14日、沖縄戦における宇宜野湾の犠牲者241名の慰霊祭が「はらからの塔」前で挙行され、あらためて「平和な空」の実現を誓い合った。7月28日には、「PFAS・PFOAの危険性を考える勉強会」が宜野湾の市民有志によって企画され、請願の会のメンバーも積極的に参加した。そして、11月19日、市議会の「結・市民ネットワーク」（野党派）との意見交換会があり、出席した。主な議題は、平和な空条例ではなく、市長の出した辺野古移設促進意見書、国保税引上げ、PFAS・PFOAによる水質汚染であったが、条例制定の請願は他の自治体にも影響を及ぼしており、本部町での運動では宜野湾の条例案が参考にされているとのことであった。

このような状況の中で、いくつかの市町村議会において辺野古移設の促進を求める意見書を可決する動きがおこっている。八重瀬町議会は、これを6月14日に採択しているが、宜野湾の場合、9月市議会において賛成14・反対8・退席3で可決した（なお、移設に反対する意見書の採択も提案されたが、先の場合と逆の形の賛否となって否決されている）。これに対し、「沖縄『建白書』を実現し未来を拓く島ぐるみ会議・ぎのわん」は、12月4日、この意見書の撤回を議長に申し入れた。なお、この2019年12月は、米軍ヘリによる緑ヶ丘保育園への部品落下・普二小への窓枠落下、そして普天間基地所属のオスプレイの名護市安倍の海岸への墜落から、それぞれ2年になる。平和な空はまったく実現されておらず、それを求める市民の請願を拒けることには何の正当性もなかったのである。

**第14回役員会** こうした中で私たちが役員会をもったのは、12月26日である。公式のものは前回以降8か月ぶりであったが、「組織の存続を含めた今後の取組みを話し合うため」（開催通知）の総括を目的とするもので、10名が出席した。運動の開始からここまでの経過報告・会計報告をおこなったうえで討論をした。数多く出された大切な意見はつぎのようなものであった。——○法が求める請願を「誠実に処理する」とは採否の理由を示すことが要諦であるのに、議員たちの意識は、各会派が不採択と決定したことが「理由」なのだとする、きわめて水準の低いものであることを知った。○市政報告会は市の事業説明会に墮しており、今回のように市民が自由闊達に意見を述べることを嫌うが、それでもなお廃止論までは出ていない。○辺野古新基地建設の促進を求める決議を出したことは現在の市議会の本質を示したもので、今後の請願運動にとっても重大な考慮要素である。○私たちの請願が間違っていなかったことは明らかで、署名の8,800のもつ意味は重く、再度の請願に向かうべきだ。○成功のためには賛同議員を増やすことが不可欠であるが、それにもまして私たち自身の学習が必要である。○請願の会は弱体であるが、残して、何より事務局体制の強化を図ろう、等々の積極的な意見である。ただ、その後、これらの課題を具体化し実行していく動きは現われず、結局、現在の力量でやれることとして、運動の記録の出版という方針のみが具体化することになる。

翌2020年、琉球新報1月3日・4日付は、企画「奪われた日 再生への願い／戦後75年 県民の記録」で請願の会顧問の玉那覇 昇氏へのインタビューを掲載した。字宜野湾出身の同氏は、沖縄戦における家族を語り、極限状況のガマ（自然壕）の中での生活、近隣の多くの人々の死、子の命を救った母の決断、そして米軍基地の中に呑み込まれた故郷を、深い思いを込めて語っている。この思いこそ「平和な空」運動を支える同氏の背骨となっていることが伝わってくる。しかし、米軍は、それを嘲笑するかのようになり、普天間基地から1月28日以降、日米の「国歌」を毎朝大音量で流し始めた（これにつき、私は、宜野湾市基地渉外課に問い合わせ、また、沖縄タイムス『論壇』に、小文「基地『国歌』大音量の異常——沖縄は植民地にあらず」を寄せた）。2月19日、島ぐるみ会議のわんの役員会が開かれ、「国歌」大音量には抗議集会を組もうとの提案が出さ

れた。また、こうした暴挙に日本の防衛省（沖縄防衛局）また外務省（沖縄大使）は、すべからく米国の「衝立」の役割に任じていることが改めて明らかとなり、また、普天間基地の即時閉鎖・返還が猶予を許さない課題であることが浮き彫りとなったといえる。この問題は、3月17日の市議会の一般質問でも取り上げられた。宮城政司市議が、市民からの苦情の状況・米軍から市への連絡の有無・基地のもたらしている負担の実情などを質したうえで、米軍からの回答を開示すること、米軍に危険性の除去を求めることなどを強く要求した。こうした意見が議会内では少数にとどまっていることは、いかんともしがたく残念である。

7月14日、請願の会の事務局長（宮城政一氏）、顧問（玉那覇昇氏と私）の3名で、今後の運動の進め方を相談した。まず、この会合を呼びかけた私から、①このたびの請願運動は内容、方法ともに大筋において間違いではなかった。②運動の体制を、現在の力量に即して動きやすいものとし、現市議の任期中の議会に再請願してはどうか。③8,800超の請願をいただいた人への報告をすることは不可欠であり、そのひとつとして新聞紙上の意見広告を模索したが、金銭的にとうてい無理である事が判明し、他の方法を考えなければならない、など報告・提案をした。これをめぐって、玉那覇氏は、先の運動においては方針が十分理解されないままであった。議員は、野党の諸氏も理解していなかった。再請願をするときには一から土台づくりが必要だ、とした。宮城氏は、市議たちは内容ではなく誰が運動をしているのかで判定した。昨年の選挙で与党が増えて、施政能力はより低下したと思うと述べた。何よりも、少人数でもよいので、きちんとけじめをつける集りをもって再出発の土台としようと、とりあえずの申し合わせをした。

それ以降、請願の会の内部からは、再出発に向けての声は上がらず、年が改まり2021年となっても動きのないまま年末となった。

**請願運動記録作成第1回準備会** 2021年の年末、12月25日に、私から玉那覇昇・宮城政一両氏に呼びかけて、「請願運動の記録」出版のための準備会をもつことにした。場所は宜野湾区の公民館である。運動を再開させる力量が

きわめて限られている中で、請願運動の経過と結果を書物として刊行することで、署名をはじめ支援をいただいた方々に遅まきながらの報告をし、また今後の運動の再興の土台としようとして提案した。その上で、書物の構成、編集・執筆体制などについての初歩的な構想を示し、ひととおり相談をした。最終的には総会を開いて承認を得ることも申し合わせた。

そして、年が明けて2022年1月22日に、上記3名で補充的な打ち合わせをしたが、玉那覇・宮城両氏の意見は、プリント印刷の私家版でよいとするものであることが判明した。それで、本格的な「出版」をイメージしていた私は、自身の構想を撤回し、プリント印刷の方向に進むことに同意した。やはり現実を率直に評価したとき、それを妥当とすべきであろう。なお、この間、請願の会のメンバーである仲松典子氏は、沖縄タイムス『論壇』への寄稿を活発におこなっており、1月12日付では、「米軍戦略下の日本——自衛隊に国民保護できぬ」と論じている。

**請願運動記録作成第2回準備会** その後、またも9か月の空白を経て、同年(2022年)10月8日に、「記録の作成」のための2度目の準備会を、玉那覇・宮城・私の3名で開いた。「出版」ではなく、各人が完成原稿にしたものを編集して、地元業者に「印刷」してもらおう方式にすることを確認した。それを、近々に開く役員会に諮ることを申し合わせた。

なお、この時期に、チョウ類研究家の宮城秋乃氏は、米軍北部訓練場だった山原(やんばる)の森に、返還後も米軍の廃棄物が放置されて動植物の生息環境を汚染していると訴え、廃棄物を基地ゲート前に置いたが、これを威力業務妨害と道交法違反にあたるとして在宅起訴された、という問題が起きている。

**第15回役員会** 以上のような経過、とくに記録の作成の議題を中心に、同年(2022年)10月22日、役員会としては実に2年10か月ぶりに会合をもった。会場は、沖縄国際大ではなく、宜野湾区公民館である。協力者を含めての拡大会議とすべく29名に案内状を出したが、参加は9名であった。会議では、まず、運動の途上で急逝された浦崎敏彦氏に黙祷を捧げたのち、両共同代表か

らあいさつがあった。多和田真隆氏は、請願の会は自然解散したと思っていたが、なお生きていてよかった。道は閉ざされたがけじめをつけよう、と話し、また安次嶺美代子氏は、普天間基地の返還を政府は2013年に「5年で」と約束したのに、沖縄県民への約束などは弊履のごとくに投げ棄てる。再度運動をやるしかない、と述べた。宮城政一事務局長が経過報告をした後、主として記録集について話し合い、やはり刊行へと進むことを申し合わせた。そして、請願の会は、少なくとも記録集の刊行までは存続させることも申し合わせた。

——本稿では、この会合をひとつの区切りとして経過についての叙述を終える。以下にむすびにかえて、運動の若干の総括を記しておきたい。

### むすびにかえて 宜野湾の条例制定請願運動の残したものの

宜野湾の「平和な空を守る」市条例の制定を請願により実現することを目指したこの運動は、2017年7月頃から胎動して今日に及ぶが、請願自体は2019年3月26日に、市議会により不採択とされ、運動は、まずは一敗地にまみれた。この不採択決定はきわめて不当かつ不条理なもので、多くの市民からは再起を図ることが期待されている。——この小稿は、それに応えるべく、その基礎作業として、一当事者の立場で、運動の経過を辿り、残した意義を記しておこうとしたものである。

妥当な要求を掲げた運動であるにもかかわらず敗北を喫したのはなぜか。そこには、運動を開始し、進めるにあたっての要諦であるところの、敵を知り己を知ることにおいて、私たち、とくに私に致命的な甘さがあったことが否めない。市が「平和な空」を守るために尽瘁する姿勢をつくるためには条例制定が不可欠であること、その実現のためにはここにおいては請願という方法が最適であること、この核心中の核心の論点の設定はまったく正当であったが、それについての理解を広く市民に行きわたらせることができず、あまつさえ、私たちの運動体においても不十分であった。

地方自治体の基軸法としての条例の意義、またこの条例制定を直接請求ではなく請願で実現を図ろうとする理由、とくに請願権の憲法上の基本権としての

重要性など、すべて容易ではないテーマである。まずもって請願の会に集まった人々が理論的確信をもつことが大前提であった。——そのための学習をもっと深め、しかる後に踏み出すべきであったところ、運動の立体的な設計ができないまま突っ込んでしまった。これは、大きく私が責任を負うべき事柄であり、運動の途中でも自覚したところであるが、引き返すことができなかった。

相手を知ることがもうひとつの鉄則であるが、敗北したのは、野党側の議席が少数であったためだけでなく、ここには一層根底的な問題が存在していた。すなわち、少なくとも市議は、請願書をよく読まないまま(読んでいないことにしばしば気付いた)不採択の挙手をしたのである。とくに、請願書に付した条例案についての根本的無理解(「基地撤去を求めるもので安保・地位協定に反する」という言辞が、私たちの側がいくら正しても繰り返された)を露呈していた。この点では、この時の宜野湾市議会は「理」の府でもなければ、「議」会でさえもなかった。——こうした現実に出会うとき、私は、新しい憲法のもとで地方自治が成立して間もない頃の或る地方議会を描いた小説『ノリソダ騒動記』(杉浦民平著、1953年)を思い出していた。宜野湾市議会の実態をリアルに認識して、時間をかけて対処方針を練るのでなければこの事業はけっして成功しなかったのであるが、私たち、とりわけ私には透徹した観方が欠けていた。

この反省点は、請願の会の人々の意見にもよく示されている。不採択後の2019年12月26日の役員会で出されたフリーコメントから拾うなら、○役員意識が不十分で集会参加者を動かすことができなかった、○学習不足。学習していないと力にならない、○私たちは市民の中では多数派だけれど、議会では少数派。粘り強く意見交換をし、それをとおして議員を育てることが課題であった、○請願の内容でなく「誰が、どのグループが提出するのか」で決まってしまうような議会の現状を変えなければならない、○不採択には道理がなく、8,800人の署名に応じて再度取り組もう、等である。——私たちは、必ずや次にはもう少し賢くなって、捲土重来を期して前進することになるにちがいない。今取り組むことになった請願の『記録集』の刊行は、次に繋ぐバトンであり、未来に架ける橋なのである。

本稿は、沖縄中部のひとつの小さな自治体における地域的な市民運動の記録（経過報告）に留まる。そのことを認識しながら、手作りの市民運動のありのままの姿の一端を示して参考に供した。それは、このまったくローカルな経験の中にも、何らかの普遍的な、学術誌に掲載していただくに足る価値が含まれていると確信するからである。思えば、沖縄の人々をたえず苦しめている軍事基地の問題は、今も何も解決されていない。そうである以上、人々はまた立ち上るにちがいない。そのとき、この私たちの、全員が人知れず苦労した、ささやかではあるが真剣な模索が、きっと、何ほどか役に立つことになる。そう信じて、稿を閉じる。

(2023年2月13日 稿了)